平成２４年（フ）第１１６４号
福岡市博多区大博町２番１号
債務者　緒方　義秋
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１６９号
福岡県太宰府市坂本２丁目４番33号　ロイヤルブルーＡ棟105号
債務者　小竹　　理
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１７５号
福岡市博多区住吉２丁目13番21―301号
債務者　山下　秀代
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１７８号
福岡県太宰府市国分３丁目12番25―201号
債務者　新家　利昭
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１７９号
福岡県太宰府市国分３丁目12番25―201号
債務者　新家　隆子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１８０号
福岡市博多区千代６丁目５番１―105号
債務者　坂本　康子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１８３号
福岡市東区三苫６丁目２番33―402号
債務者　川原田大輔
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１８９号
福岡市博多区東那珂１丁目18番28―405号
債務者　阿比留弘樹
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１９５号
福岡県筑紫郡那珂川町東隈１丁目６番26号
債務者　日下部裕子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１９６号
福岡市東区和白５丁目３番８―101号
債務者　石岡　睦生
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１９８号
福岡市南区野間１丁目28番17―201号
債務者　池田　拓郎
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２１４号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目30番31号
債務者　阿部　和明
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２１８号
福岡市東区松香台２丁目６番９―311号
債務者　江頭美代子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２７９号
福岡県宗像市田熊６丁目８番22号
債務者　島田己喜雄
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９８号
北海道登別市登別本町２丁目18番地１　もみじマンション202、前住所札幌市白石区中央３条２丁目２番１号　フォーサイトＯＢＡＲＡ―201号
債務者　逢坂　　智
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
北海道室蘭市白鳥台４丁目２番６―201号
債務者　佐藤　瑞江
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係